

# 中小企業事業承継関連法制の改正をめぐる近時の動向

平成27年1月28日(水)



幸村 俊哉 (46期)

●Toshiya Yukimura

当会会員  
東京丸の内法律事務所  
二弁事業承継研究会前代表幹事

〈略歴〉

2005年 事業承継協議会 事業承継ガイド  
ライン検討委員会 事務局  
2006年 同 将来像検討委員会 事務局  
2014年 中小企業庁「事業承継を中心とする  
事業活性化に関する検討会」委員



玉越 賢治

●Kenji Tamakoshi

株式会社タクトコンサルティング  
代表取締役社長  
税理士法人タクトコンサルティング  
代表社員

〈略歴〉

2011年～  
日本商工会議所「税制専門委員会」  
学識委員  
2014年  
東京商工会議所「事業承継の実態に関する  
調査研究会」座長  
2014年  
中小企業庁「事業承継を中心とする事業活  
性化に関する検討会」委員  
2015年  
同庁「中小企業向け事業引継ぎ検討会」  
委員

## CONTENTS

## I 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会による中間報告について

- ① はじめに
- ② 事業承継の全体像
- ③ 中間報告の概要
- ④ 中間報告のポイント

〈次号掲載〉

## II 中小企業事業承継関連法制の改正をめぐる近時の動向

- ① 事業承継税制の概要
- ② 平成25年度税制改正における事業承継税制の見直し内容
- ③ 事業承継検討会で提起された事業承継施策の論点

## I

## 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会による中間報告について

## 1 はじめに

**幸村** 本日の研修は、「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」が作成した中間報告\*1の解説を中心に行います。この検討会は、私と玉越先生も委員をさせていただいているもので、弁護士、税理士のほか、金融関係、中小企業支援団体からのメンバーが集まっています。

その中の税務関係については玉越先生にお譲りして、私はそれ以外のところをざっと説明したいと思います。

## 2 事業承継の全体像

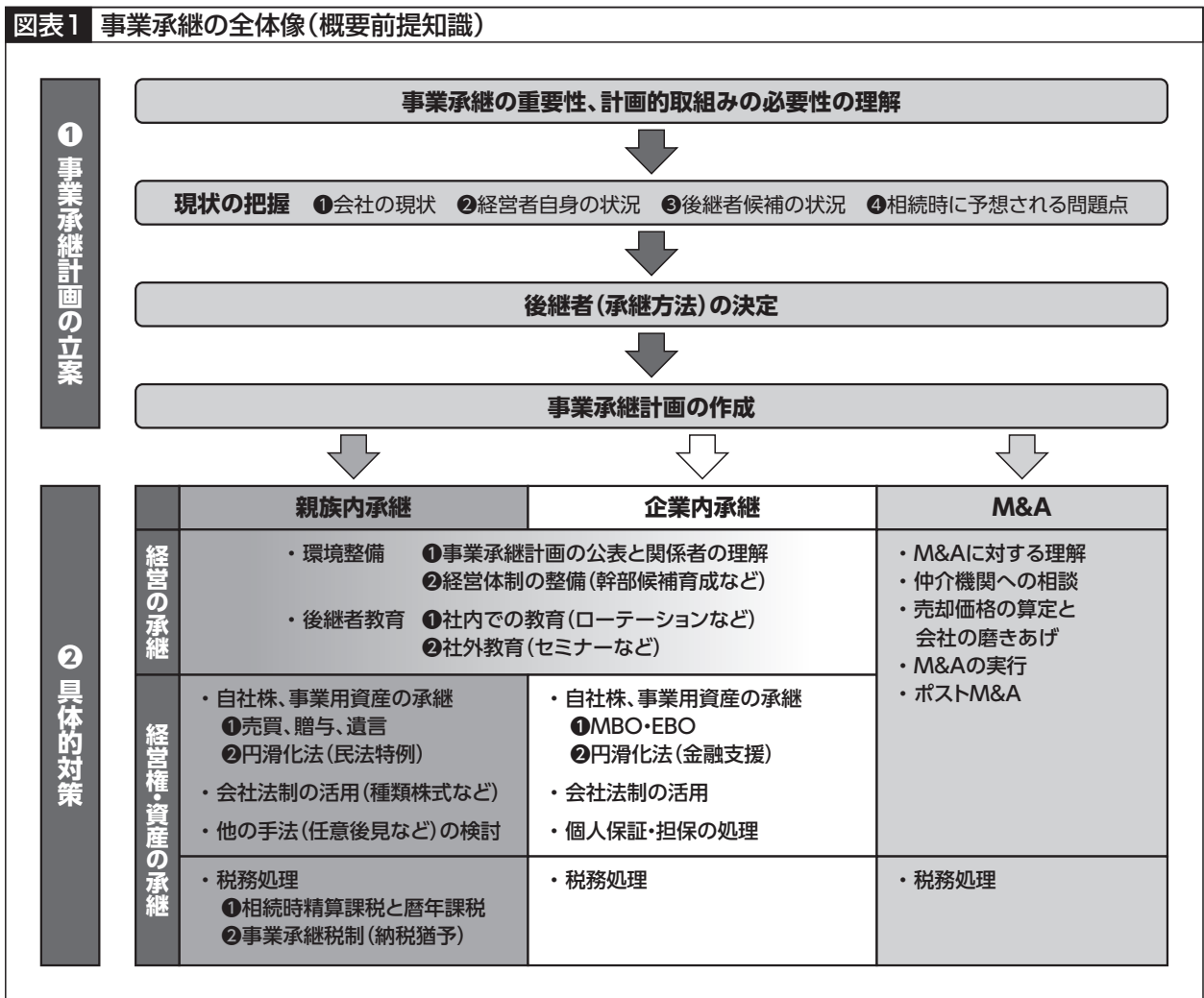
まず、事業承継の全体像を説明の前提知識として押さえておきたいと思います（**図表1**）。

事業承継は①計画の立案の段階と②計画の具体的な対策の2つがあります。①の事業承継計画の立案とは、どうして事業承継が大切なのかを分かった上で現状を把握し、後継者を決めて、計画をつくる、その前段階のところ です。

ポイントは、②の具体的対策というところ です。事業承継には大きく3つの方法があります。1つ目は親族内承継で、お子さん、甥、姪など、身内の方に引き継ぐことです。2つ目の企業内承継は、適切な身内がない場合に、会社の中で将来の経営者として役に立つ人を

\*1 <http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyoukei/2014/140724IR-Z.pdf> 参照。

図表1 事業承継の全体像(概要前提知識)



見つけて、その人に承継していく方法です。3つ目のM&Aは、企業内にも後継者になるべき人がいないといったときに、第三者に会社を譲る方法です。

この3つの方法について、経営の承継と経営権・資産の承継のそれぞれの対策を検討します。経営の承継というのは、どういう経営をやっていたらいいかという経営の中身自体についての引継ぎです。むしろ我々弁護士にとって重要なのは、経営権・資産の承継というところです。

### 3 中間報告の概要(図表2)

#### (1) 事業承継等をめぐる現状

事業承継は、20年以上前は約8割が息子や娘に譲るというものでした。

ところが、2012年11月の時点では約5割まで

減っており、逆に、親族外承継が非常に増えています。このような状況を踏まえて、中小企業庁で、「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」が開かれることになりました。

これは経営承継円滑化法ができてから5年後に見直すということで行われたものですが、以前の事業承継対策はほとんどが親族内承継だったけれども、近年は親族外承継が非常に増えていることを踏まえて検討されております。

#### (2) 事業承継等に関する課題と対応の方向性

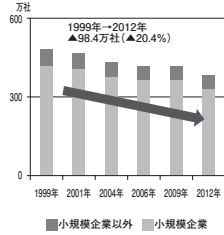
従来、親族内承継の場合には、遺留分に関する問題が非常に大きいということで、民法特例等をつくり、税制についても手当てをしました。そのほかにも金融支援、小規模宅地の特例等がありました。さらに、これらのほかに第2創業というものがあります。事業承継

図表2 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会 中間報告 概要

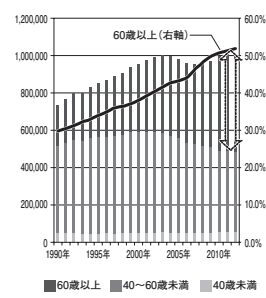
事業承継等を巡る現状

- 中小企業・小規模事業者の数は385万社、従業者数は3,216万人であり、雇用の確保や地域経済の活力維持等の社会的価値を生み出す我が国経済を支える存在。
- この価値を持続するためには、事業が円滑に次世代に承継されることが重要。ただし、事業者の数は経営者の高齢化等を背景にこの10年余りで約2割減少。
- 経営者の60歳以上の割合は20年前の約3割から2012年には5割超にまで上昇。今後10年で5割超の経営者が事業承継のタイミングを迎えると考えられる。
- 後継者は、20年以上前は親族が約9割を占めていたが、近年は親族外への承継やM&Aの割合が約4割まで増加するなど形態が多様化。

中小企業数の減少

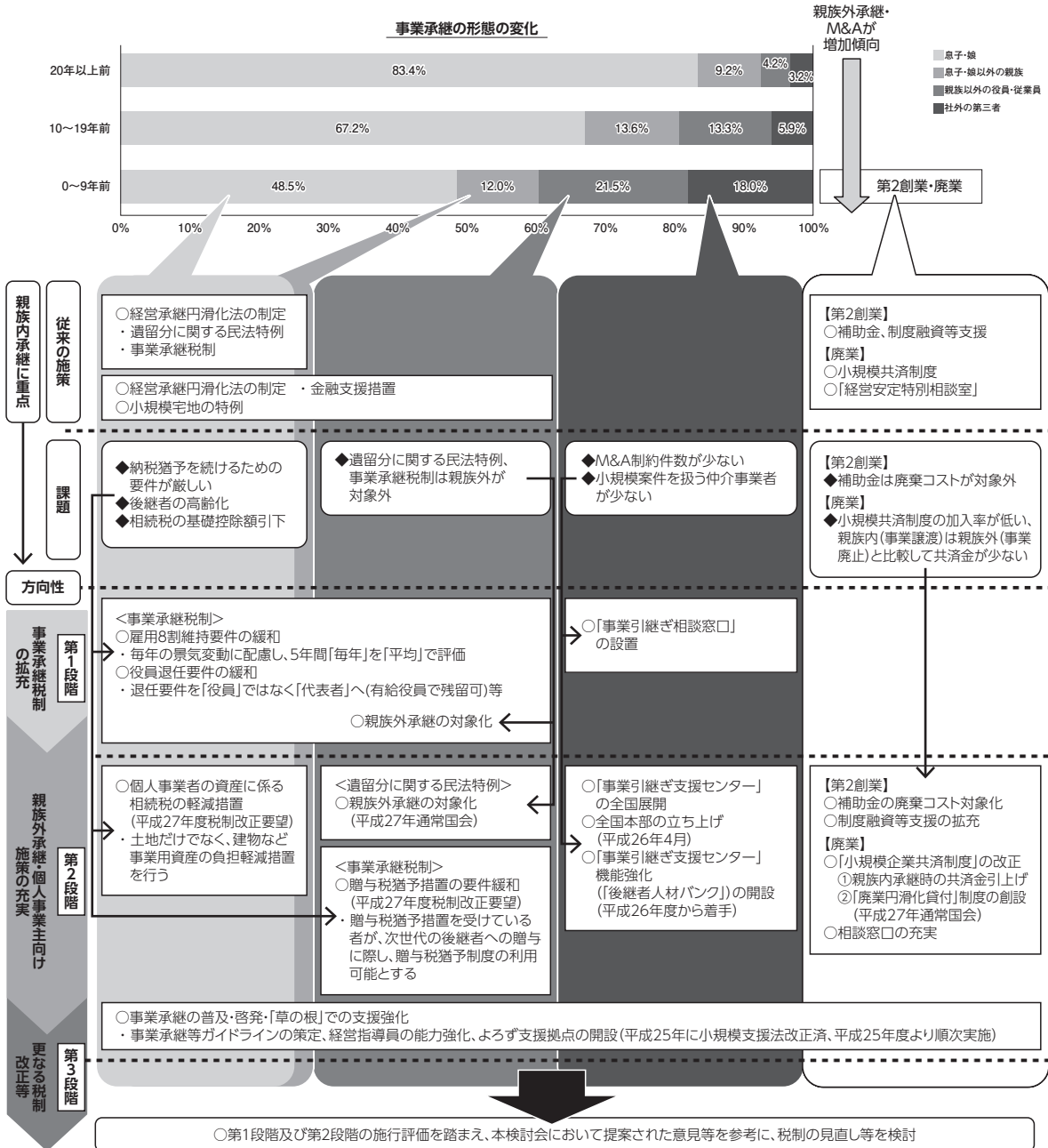


60歳以上経営者が5割超に



事業承継等に関する課題と対応の方向性

- 経営者の高齢化や、事業承継の形態の多様化等の現状を踏まえ、課題の整理を実施。
- 課題への対応について、既に着手した施策を「第1段階の対応」として整理した上で、事業承継等の形態の変化等に対応した「第2段階の対応」、そして中長期的な政策課題を「第3段階の対応」に分けて、今後の対応の方向性を整理。



出典：平成26年7月 中間報告書より

をするけれども、その時に一定の経営革新を行って新しい事業を始めるという場合も結構あるのではないかとということに着目したのがこの第2創業です。

他方、今後の対応の方向性について、中企庁の検討会では、3つの段階に分けて考えています。第1段階は、既に着手しているもので事業承継税制の拡充等です。雇用8割維持要件等を緩和し、より使いやすいものにしようということをやっています。また、M&Aについては、事業引継ぎ相談窓口をつくるという話があって、実際に開始されています。

第2段階は、実現性が高いもので親族外承継・個人事業主向け施策の充実等です。事業承継といっても会社だけではなくて個人事業主もかなりの数がいるということで、個人事業主の資産に係る相続税の軽減措置等についても検討するという話が出ています。また、企業内承継について、税制で対応したので、今度は民法の特例についても検討しようという話も出ています。

さらに、先述の引継ぎ窓口のほかに、事業引継ぎ支援センターの全国展開や全国本部の立ち上げなどにより国としても支援をしようという話があります。

もう1つ、ここで注目されるべきことは、国としては廃業についても支援をしようということ。中小企業の数自体が減るということ自体、日本の経済にとっても好ましくありませんし、中企庁が所管するのは中小企業ですから、中企庁としてもその対策をしなければいけないという立場にあります。したがって、本来なら廃業をすると中小企業の数がどんどん減ってしまうので、なかなか手が付けにくかったところだと思いますが、新陳代謝を促すということで、廃業についても踏み込んだというのが1つ大きなところだと思います。

第3段階は、更なる税制改革等で、第1段階と第2段階の施行評価を踏まえて、やるかどうかも含めてもう少し考えようという内容のもので、事業承継ガイドラインの策定等につ

いては、もう1回、将来考えましようという話をしてしています。そのほかの経営指導員の強化についても、後々考えていきたいと思います。

## 4 中間報告のポイント

続いて中間報告書の本体に入ります。中間報告書は平成26年7月につくられました。63ページありますので、各ページのポイントにだけ触れていきたいと思えます。

### (1) 序章について

まず、3ページの序章について。ここでのポイントは、第3段落に、「経営承継円滑化法は附則3条において、『施行後5年を経過した段階(平成25年10月(一部は平成26年3月))で、経営承継円滑化法の施行状況について検討を加え、必要があるときは所要の措置を講ずること』」とされている点です。これに基づいて、検討会が始まり、平成26年7月に中間報告をまとめたということです。

### (2) 中小企業数の減少

続いて、4ページの第一章の1の(1)の冒頭に「中小企業・小規模事業者の数は約385万社」とある点もポイントです。というのは、2006年6月、事業承継協議会が事業承継ガイドラインをつくったのですが、その時には、中小企業数は法人・個人事業主を含めて約433万社と記載されていました\*2。

すなわち、2006年から2012年にかけて、中小企業数は433万社から385万社にまで減っているんです。約1割です。4ページにもあるとおり、我が国の企業の99.7%は中小企業なんです。また、雇用についても約7割ということですので、そういう社会的に重要な位置を占めている中小企業自体がこんなにたくさん減っているというのは、非常に大問題です。そこで、まずは会社をつぶさないようにして事業を引き継ぐということで、事業承継の問題が検討されました。

\*2 [http://www.jcbshp.com/achieve/guideline\\_01.pdf](http://www.jcbshp.com/achieve/guideline_01.pdf)

### (3) 中小企業における会社および

#### 個人事業主の割合

中間報告6ページは中小企業にも、会社と個人の2種類があり、その割合はどうかという記載があります。中小会社の割合は全体の42.1%、中小の個人事業主は57.6%なので、概ね4対6ということです。

したがって、法人だけではなく、中小の個人事業主も対象に入れないと施策としては不十分だろうということで、7ページの(2)で「個人事業主の意義」という項目を立てています。

ここでちょっと補足をすると、これまでの事業承継の施策では、中小企業の株式をどう後継者の人に移転していくかということがほとんどでした。ただ、それだけだと、中小企業の約4割にしか過ぎないので、残りの6割の個人事業主についても施策をつくらないといけないということで、個人事業主をクローズアップして考えているということです。

7ページ下の棒グラフを見てください。1999年から2009年までの間に約77万社の個人事業主が減っているということです。これはやはり国の活力を減らすということになるから、これ自体についても着目しようということです。

そういうことで、(2)の第3段落2行目の「小規模企業の6割を個人事業主が占めている中で、平成26年2月にとりまとめられた『小規模企業の振興を図るための施策のあり方について』』というものが出されました。また、それに基づいて、第186回通常国会において、小規模企業振興基本法というものも成立しています。このように、国としては小規模企業についてもフォーカスをしているということがお分かりいただけると思います。

### (4) 経営承継円滑化法

#### ①遺留分に関する民法特例

中間報告10、11ページに、経営承継円滑化法についての記載があります。経営承継円滑化法は、この遺留分に関する民法の特例と税務と金融支援の3本柱でしたけれども、弁護士に主に関係するのは、この民法の特例のたこ

ろです。

民法の特例については、2つの合意の仕方があります。1つは除外合意、もう1つは固定合意と言われているものです。除外合意とは、例えば贈与などをして、生前に後継者に経営を譲っていくという場合に、その贈与自体が遺留分を侵害することがあるので、その遺留分を侵害しないように、遺留分権利者全員で合意をする。そうすると、その合意の効果によって、遺留分の侵害が起こらないということが法的効果として出てくるということです。

もう1つの固定合意というのは、遺留分の基礎に株式等のものを含めるけれども、その金額を固定するということです。その固定によって、後日、株価が上がったりして、遺留分を侵害するようなことが生じる場合であっても、もともとの固定の金額で計算をするので、遺留分を侵害しないというものです。

**図表3**に民法特例制度の手續について、簡単な説明があります。後継者と推定相続人とありますけれども、遺留分を持っている人たちが合意をして、その後は経済産業大臣の確認という手續をして、さらにその後、家庭裁判所の許可をもらうという流れで行われるものです。

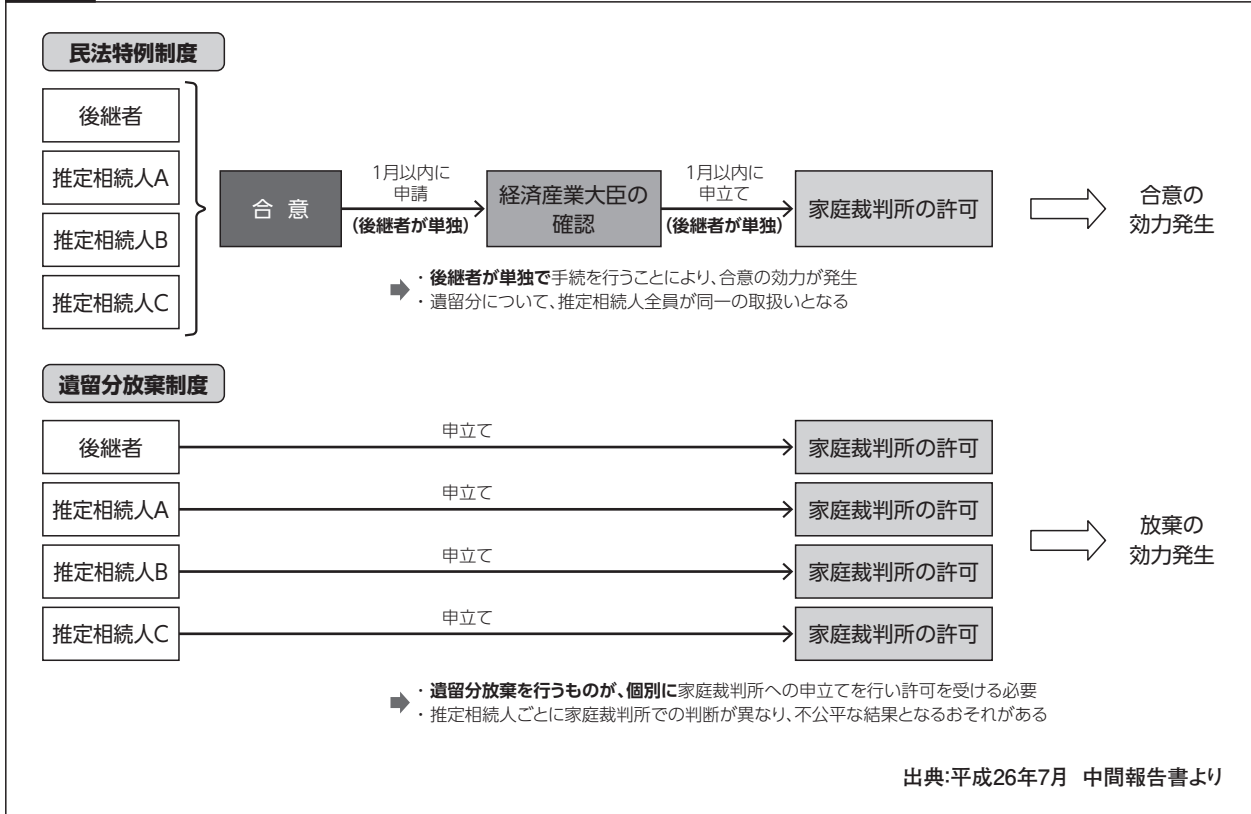
では、民法特例制度は実際に使われているのかという話が12ページに書いてあります。民法特例をつくる時に、民法の学者の方から、遺留分というのは相続人の最後のとりだから、それを除外するには厳しい要件が必要だということで、立法の過程が進んでいきました。

ただ、実際にふたを開けてみると、民法特例は実は去年の3月末時点まででわずか70件しか使われていませんでした。その70件は全件除外合意で、固定合意は1件も使われていないということです。また、中規模企業がだいたい同制度を使っているようです。

#### ②金融支援措置

中間報告14ページ。経営承継円滑化法の2つ目の柱に金融支援措置がありますけれども、これは大きく分けて2つあって、1つは中小企業信用保険法の特例です。これは保証協会の

図表3 民法特例制度と遺留分放棄制度の比較



保証の枠が倍に増えるというものです。

もう1つは、特例で公庫の融資の対象になるということです。しかし、この制度もほとんど使われていません。中間報告14ページにあるとおり、2014年3月末時点の認定件数は85件です。同制度を使っているのは、従業員数20人以下の小規模企業のようなのです。

### (5) 事業引継ぎ支援事業

今、経営承継円滑化法の話をしてしまいましたが、実際の施策としてどういう事業をやっているのかということが中間報告24ページ以下に書いてあります。これは主に中小企業、小規模事業者のM&Aの活用を促進するために行われているものです。去年の6月時点で、全国で事業引継ぎ支援センターは14か所あるということです。東京の場合には、東商の中にあります。

### (6) 第2創業支援

続いて中間報告26ページ。第2創業支援ですが、これについては①予算と②資金調達支援と③税制と④ソフト支援というこの4つの項目があり、それぞれについて補助金など

があるということをお覚えておいてください。

### (7) 廃業円滑化

次に、中間報告28ページ。ここはポイントです。廃業の円滑化というところです。国としては、新陳代謝の促進を図るということでやっているものです。この廃業に際しては、①小規模企業共済制度、②経営安定特別相談室、③経営者保証ガイドライン、この3つが項目として挙げられています。小規模企業共済制度については後ほどご説明します。

③の経営者保証ガイドラインは、事業再生のときによく耳にされるとは思いますけれども、事業承継においても、前経営者から次の経営者に移すときに、前の経営者の保証をどうするかということが非常に問題になります。

特に企業内承継の場合には、従業員の方が引き継ぐときに、そもそも先代の保証を外してもらえないのかということで、経営者保証ガイドラインを活用できないかという話などが出てきます。

### (8) 経営者の交代率の低迷と平均年齢の上昇

中間報告30ページ。これは数年前に事業承

継の話が始まったときと今の状況はどう違うのかということを見ていただければと思います。3 (1) の2行目にあるとおり、経営者の交代率は昭和50年代の平均5%に比べて、足下約10年間の平均では3.5%、2011年では2.46%と低迷しているというのが1点です。

また、経営者の交代率の低迷に伴い、経営者の平均年齢も上昇傾向にあり、2011年には59歳9か月まで上昇しています。また、直近の経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳です。経営者の平均年齢は約60歳、交代年齢は約70歳ということ、1つ数字として覚えておいてください。

その下の段落ですけれども、「今後10年間で、5割を超える現経営者が平均引退年齢にさしかか」というところです。ここに事業承継対策のニーズが出てくるだろうと思われま

#### **(9) 後継者不足問題**

中間報告32ページ。後継者不足問題のところ。第2段落目に、「『事業をやめたい』と回答した中小企業のうち、後継者不足に関連する理由を挙げた中小企業は5割を超えている」ということです。要するに、やめたいけれども後継者がいないというのが大きな問題であるということです。

#### **(10) 事業承継の形態の多様化**

中間報告33ページ。先述したとおり、我が国では親族内承継が中心だったけれども、親族外の承継、特に企業内承継以外でも事業売却やM&Aなどが増えてきていると。だから、これに対応することが必要だということが書いてあります。

続いて、34ページ。では事業承継の1つの方法としてのM&Aはうまくいっているのかというと、M&AセンターによるM&A成約組数の推移とありますけれども、実際のところはM&A自体もなかなか進んでいないということがお分かりいただけると思います。

#### **①親族内承継の課題**

中間報告35ページ。また親族内承継に戻りますけれども、図37にあるとおり、中小企業の69.7%が「問題になりそうなことがある」と

回答しており、具体的な問題として「経営者としての資質・能力の不足」と「相続税・贈与税の負担」があるということです。

#### **②親族外承継の課題**

中間報告36ページ。親族外承継の課題は何かというと、借入金の個人保証の引継ぎが困難であることと、自社株式や事業用資産の買取りが困難であることです。親族外で、特に企業内の場合は普通のサラリーマンの方が多いですから、株式等の買取りや保証の引継ぎがネックになっているということがあると思います。

先ほど経営者保証ガイドラインについて簡単にお話ししましたが、ここに書いてあります。「事業承継時には、主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応すること、債権者は後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証することとし、前経営者との保証契約の解除についても適切に判断することとされたところである」ということで、経営者保証ガイドラインの中にも事業承継に関する記載があります。

#### **③個人事業主の課題**

中間報告38ページ。1行目にあるとおり、「二代目以降となる個人事業主の先代の個人事業主との関係は、親族内が97.4%となっており、個人事業主はこれまで親族内で承継してきた傾向がうかがえる」ということです。

また、2段落目にあるとおり、「今後について60歳以上の個人事業主の将来の事業承継の意向をみても、親族外承継（従業員、社外の者への承継）が9%、他社への売却が3.6%と、後継者難等を背景として、親族外承継等も視野に入ってきていると考えられるが、依然として親族内承継の意向が強い」ということです。

#### **④事業引継ぎの課題**

中間報告40ページ。事業引継ぎの課題として、どういうものがあるかということです。

M&Aについては、そもそも買い手企業を見つけることが難しいということが挙げられています。また、価格ですね。フェアバリュー

というのでしょうか。いくらで売ったらいいのか算定するのが難しいということがあります。そこで、平成23年度からは「事業引継ぎ相談窓口」や「事業引継ぎ支援センター」を設置しているということです。

#### ⑤第2創業の課題

続いて41ページ。第2創業の課題ですけれども、ここは第2創業も1つの項目として挙げられて、注目されているということだけお分かりいただければと思います。ここでの課題は何かというと、資金調達や従業員の協力というところが主なところだそうです。

#### ⑥廃業の課題

続いて42ページ。廃業の課題ですけれども、廃業するにもお金がないとかその後の不安があるというのが、主なところだと思います。それについては事業整理支援ローンを取り扱う銀行もあるそうですけれども、そういうお金がかかるということが1つ課題になっています。

また、廃業後の生活費はどうするんだということがあります。そこで、後ほどお話ししますが、小規模企業共済制度を何とかできないかということがここで検討されています。

### (11) 検討会で提起された事業承継施策の論点

#### ①中小会社

中間報告49ページ。民法特例の見直しというところで、そもそも全然使われていないんじゃないかということが一番の課題だと思います。

事業承継税制は親族外承継についても対応となりましたが、第三者に贈与等をし、遺留分を侵害する場合に民法特例を使えないのはまずいんじゃないかということで、民法特例についても検討しようということがここで課題として出されました。

続いて51ページ。事業承継ガイドラインです。平成18年にガイドラインをつくりましたが、その後に経営承継円滑化法もできましたし、先ほど言ったようなM&Aや企業内承継についてもより増えてきているので、これを踏まえて改訂する必要があるんじゃない

かということは一応、意見として出されました。

#### ②事業引継ぎ

中間報告53ページ。事業引継ぎについての課題として、まず(1)①ですけれども、中小法人は168万社あって、10年間の平均で毎年8万7,000社が経営交代や廃業のタイミングを迎えるということです。したがって、中規模以上が少なくとも法人ということであれば、この数が我々の業務の対象になり得るということを感じておいてください。

ただし、8万7,000社という数に比べて、未上場企業間全体のM&Aは年間で600件ぐらいしかないようです。したがって、ここに大きなニーズがあるだろうということがお分かりいただけると思います。

では具体的にどうするんだということで、同ページに、検討会での議論で以下の2点が挙げられました。1点目は、情報の厚みが乏しい、中小企業についてはなかなかそのニーズ自体を引き上げられないだろうということなので、事業引継ぎ支援センターや事業引継ぎ支援相談窓口を紹介したり、商工会の経営指導員の巡回等によってニーズを吸い上げ、そこから、全国本部のデータベースに蓄積していったらいいんじゃないかということが提案されました。

もう1点目は、効率的なマッチングというか、要するにそもそも相手を見つけるのに狭い地域内ではなかなか見つからないので、全国本部が、全国レベルで適切な人がいないかということで探したらどうかという話があります。

続いて54ページ。M&Aについても事業承継のガイドラインみたいなものをつくってほしいということで、現在すでに検討会がつくられていて、二弁の会員の先生もその委員となっています。後継者人材バンクというものもつくり始めているということです。

#### ③第2創業支援

続いて55ページ。第2創業支援のところですが、補助金や活動促進資金等を拡充し、後継者人材バンクを使ったらどうかという話



が出ています。

#### ④廃業円滑化

続いて57ページ。廃業円滑化ですけれども、ここで2つ話があって、1つは小規模企業共済制度の見直しです。5の(1)の②の第2段落目にあるとおり、「現行の小規模企業共済制度では、個人事業主が親族外承継等により廃業する場合は共済金が満額支給される一方、親族内承継（いわゆる隠居）には、後継者からの生活支援が期待できるため、支給金額が低い状況となっています。親族内承継についても拡充していった方がいいのではないかとということが議論になりました。

また、先ほど述べた廃業コストについての、大垣共立銀行の事業整理支援ローン（カーテックコール融資）というようなものも国としてつくったらいいのではないかとというような検討がなされました。

#### (12) 本検討会での議論を踏まえた

##### 今後の対応の方向性について

現状の把握と課題の抽出をした上で、第三章で、今後どうするのかという話が出ています。冒頭の概要でもお話をしましたように、3つの段階に分けようということです。このうち第1段階はもうすでに検討されて、それを現実の制度として実施していこうという話です。

ここでのポイントは、第2段階のところですね。これについては大きく4つの点が指摘されています。まず第1に、先ほどの現状認識の問題として、今後10年間で5割を超える現経営者が平均引退年齢にさしかかり、事業承継のタイミングが来るということをもう一度よく認識しようということです。

第2に、親族外承継、M&Aが増えてきているということも状況として認識をしようということです。

第3に、廃業をめぐる問題として、債務超過となり、やめるにやめられない状況に陥る前に廃業を選択するケースが増えているということのようです。具体的には、倒産自体は平成18年の9,600件から平成25年は約1万件とほとんど同じ。これに対して、休業・解散自体は平成18年が2万件だったのが、平成25年は2

万9,000件です。1.5倍に増えているということで、やめられなくなる前に廃業しているケースが増えているんじゃないかということがここで言われています。

第4に、小規模事業者を、今まではあまり中小企業施策の対象としていなかったけれども、この小規模事業者についての我が国経済社会における積極的な評価がなされるべきだということで注目していくということが認識されました。それを踏まえて、59ページの下①から⑧ですけれども、こういうのをやっぺいこうというのがポイントです。①は、ガイドラインを改訂したり、第2創業やそういうものに対する新たな取組に対する制度融資、補助金等の拡充。②に贈与税猶予措置の要件緩和。③に民法特例の第三者、親族外承継も対象としようというもの。④として、事業引継ぎ支援センターの全国展開、機能強化。また、M&Aのガイドラインもつくっていこうということです。⑤として、小規模企業共済制度の拡充で、自主廃業までに必要な事業整理資金に対する経営者の貸付制度をつくらうと。また、事業承継時の共済金の引上げをしようということが方策として挙げられています。また、⑥として、幅広い廃業についての相談体制の構築ということで、こういうこともやっぺいこうということです。

⑦は、建物等についての土地以外の事業用資産についての話です。⑧は、申請自体が負担なのではないかという意見が出たので、Excelファイル化しましょうということです。

ということで、私はポイントだけを挙げさせていただいて、後ほど玉越先生に税務関係をしっかりとやっていただきます。

(次号へつづく) ■